○衛生上必要な措置基準(法3条,条例2条)

項目	基	
	一般クリーニング所	取次店
全般	・ クリーニング所 (機械・器具を含む。) を清潔に保つこと。 (法3条3項1号)	一般に準じる。
	・ 定期的に消毒し、ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。 (条例2条1項9号)	
	・ 有機溶剤を使用する洗濯機等は,有機溶剤が漏出しないように定期的に点検す	
	ること。 (条例2条1項10号)	
	・ 洗濯に使用する水及び有機溶剤は、清浄なものを用いること。(条例2条1項11号)	
	・ 洗濯に使用した有機溶剤の排液等は、適切に処理すること。 (条例2条1項13号)	
洗濯物	・ 洗濯物を洗濯又は仕上げ済みのものと未洗濯(未仕上げ)のものに区分	一般に準じる。
	しておくこと。 (法3条3項2号)	
	・ 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。 (法3条3項3号)	
	・ 使用した洗剤,有機溶剤等が仕上げ済みの洗濯物に残留しないようにするこ	一般に準じる。
	と。 (条例2条1項12号)	
指定	指定洗濯物を取り扱う場合は、他の洗濯物と区分しておき、洗濯する前に消	
洗濯物	毒すること。ただし、消毒効果を有する洗濯法による場合はこの限りでない。	
	(法3条3項5号)	
	指定洗濯物:	
	◎ おむつ,パンツ,てぬぐい,タオル等	
	◎ 病院・診療所において療養のために使用された寝具等	
	◎ 感染症にかかっている者が使用したもの	
	◎ 感染症にかかっている者に接した者が使用したもので、感染症を起こす病原体によ	
	る汚染のおそれがあるもの	
格納容器	定期的に消毒し、ねずみ、昆虫等の防除を計画的に行うこと。 (条例2条1項9号)	
集配容器		
その他	・業務従事者が、結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合は、直ちにその旨	一般に準じる。
	を届出し、指示に従って作業に従事させること。 (条例2条1項14号)	
	・業務従事者に結核又は感染性の皮膚疾患の健康診断を受けさせるよう指示が	一般に準じる。
	あった場合, 受診させること。 (条例2条1項15号)	